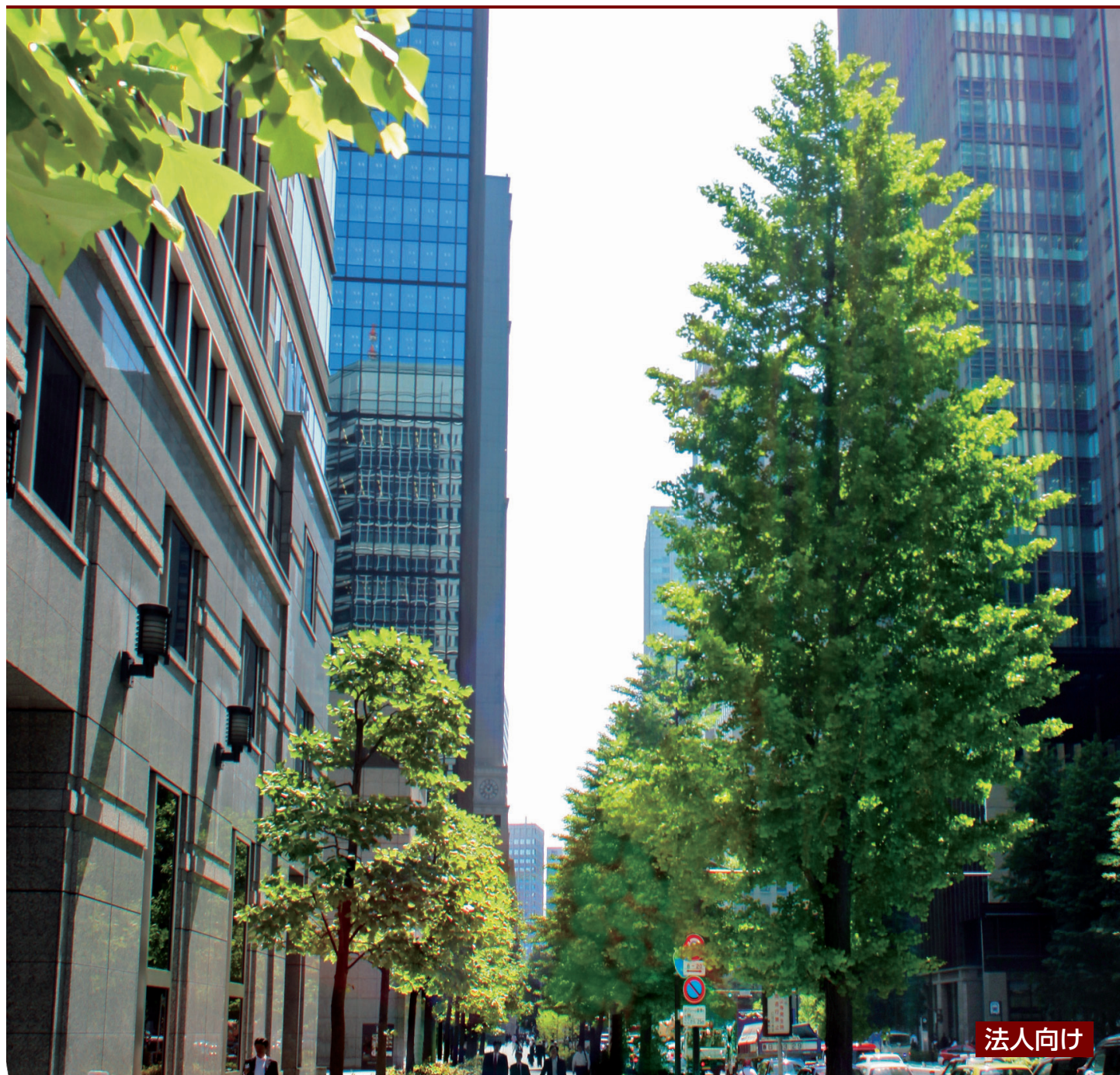


平準定期保険

無配当



法人向け

2022年2月改訂

< 引受保険会社 >

経営者が万一のとき、大切な会社と愛するご家族を守るための十分な備えはできていますか？

経営者が亡くなると、売上減少や借入金の返済等により、事業継続が難しくなる可能性があります。

また、経営者の遺されたご家族の生活維持や相続の問題も発生するかもしれません。

万一のときにも事業を継続し、遺されたご家族が安心して生活できるよう、財務面での備えが必要ではないでしょうか。

▶ 経営者が万一のときの必要保障額

$$\text{必要保障額} = \text{短期借入金相当額} + \text{従業員給与・その他固定費}$$

$$+ \text{死亡退職金} + \text{弔慰金} - \text{経営者の準備済みの保障額}$$

事業を守るための資金

短期借入金相当額

流動負債

×

1.43 (*)

(*) 生命保険で準備する場合、保険金から差引かれる法人税等を考慮する必要があります。保険金が益金として計上され、法人税の実効税率を30%とした場合、必要額の約1.43倍を確保する必要があります。

$$1 \div (1 - \text{実効税率}) = 1 \div (1 - 0.3) = 1.42857 \dots \rightarrow 1.43$$

■ 主な業種別平均流動負債 (従業員規模6~20名)

建設業	7,637 万円
製造業	5,059 万円
小売業	4,408 万円
卸売業	18,047 万円
宿泊業、飲食サービス業	2,288 万円
運輸業、郵便業	4,085 万円
不動産業、物品賃貸業	48,824 万円
情報通信業	3,765 万円

<中小企業庁「令和2年 中小企業実態基本調査 (令和元年度決算実績)」をもとにジブラルタ生命作成>

参考

流動負債の内訳

- ・支払手形・買掛金
- ・リース債務(短期)
- ・短期借入金(金融機関)
- ・その他の流動負債
- ・短期借入金(金融機関以外)

従業員給与・その他固定費

平均年間給与

×

従業員数

+

その他固定費(12か月分)

■ 主な業種別平均年間給与(事業所規模10~29名)

建設業	433.8 万円
製造業	358.7 万円
卸売業、小売業	323.5 万円
宿泊業、飲食サービス業	249.9 万円
運輸業、郵便業	320.4 万円
不動産業、物品賃貸業	366.1 万円
情報通信業	488.2 万円
医療、福祉	357.9 万円
農林水産・鉱業	230.5 万円

<国税庁「令和元年年分 民間給与実態統計調査」>

家族を守るための資金

死亡退職金

最終報酬月額

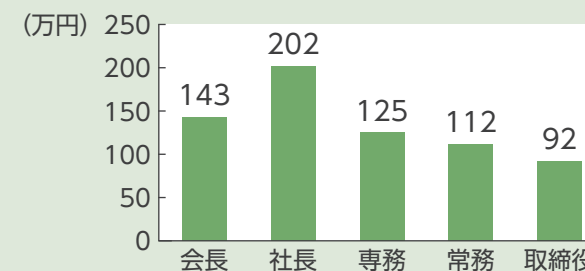
×

役員在任年数

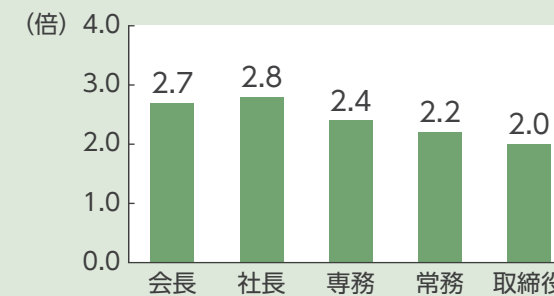
×

功績倍率

■ 役員別報酬月額



■ 役員別功績倍率



<エフピー教育出版「令和元年 企業経営と生命保険に関する調査」>

弔慰金

最終報酬月額

×

36か月(業務上死亡の場合)

■ 弔慰金の目安

業務上死亡の場合

最終報酬月額の36か月分

業務外死亡の場合

最終報酬月額の6か月分

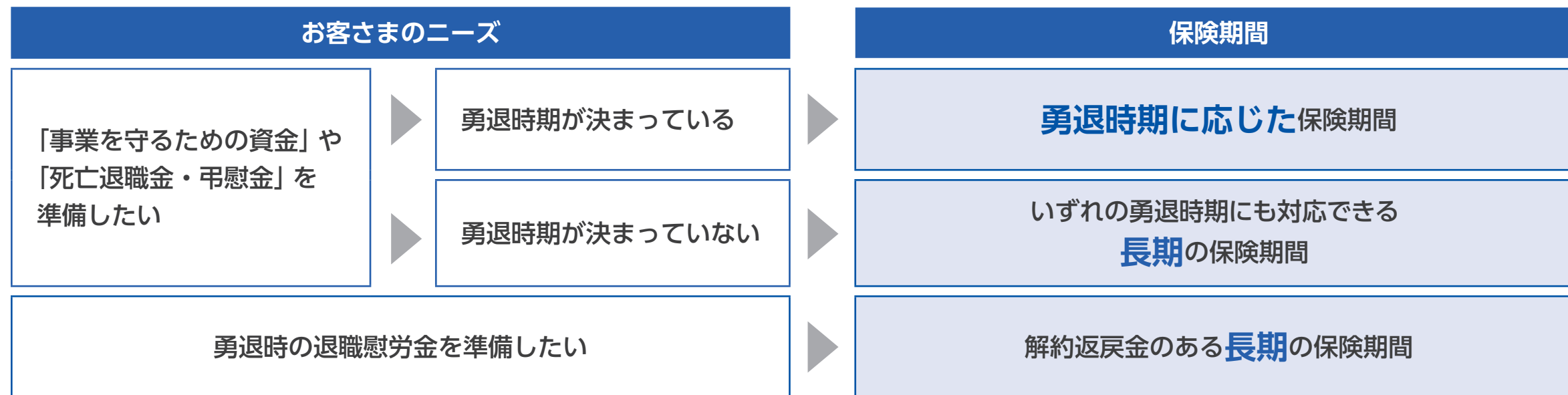
※相続人が受取る弔慰金は、上記の金額までは相続税が非課税となり、超過額は退職手当金等として取扱われます。(相続税法基本通達3-20)

※上記計算式はあくまで一例であり、全てのお客さまに一律に当てはまるものではありません。

※上記内容は2022年1月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

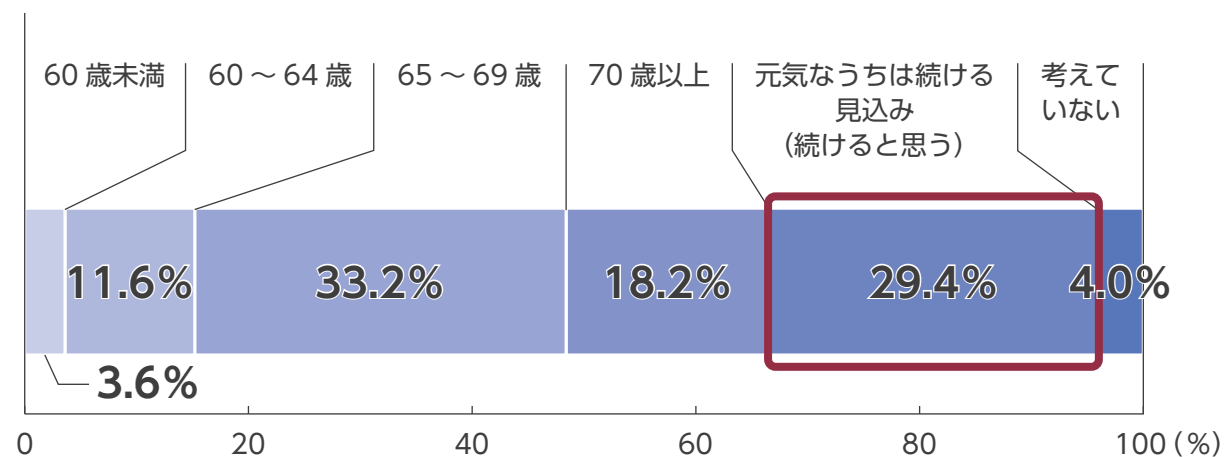
▶▶ 保険期間の選び方

お選びいただく保険期間は、お客さまのニーズに応じて変わります。



参考

■ 経営者の勇退年齢



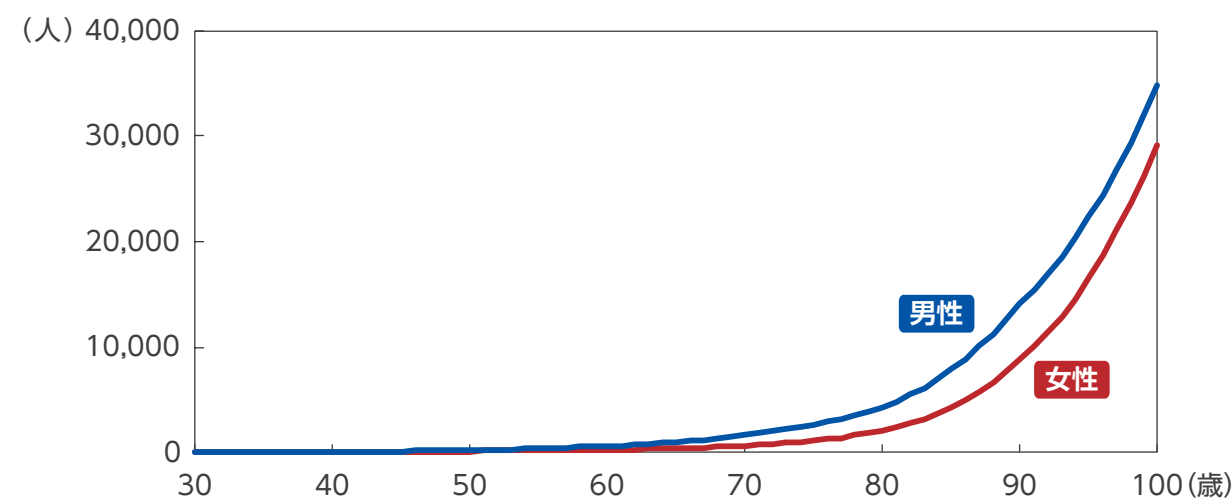
※「わからない」を除く

<エフピー教育出版「令和元年 企業経営と生命保険に関する調査」>

約3割の方が元気なうちは働き続ける意向があり、生涯現役と考えている経営者は少なくないようです。

■ 死亡率 (人口10万対)

※各年齢の人口10万人のうち1年間に何人が死亡したかを表しています。



<厚生労働省「令和2年 簡易生命表」をもとにジブラルタ生命作成>

60歳頃から死亡率が増加します。在任期間が伸びている今、**経営者の万への備えがより重要な課題**といえます。



お客さまの様々なニーズに対応できるよう、短期から 長期まで多様な保険期間をご用意しています。

▶ 詳しくは8ページをご覧ください。

平準定期保険

～ニーズに合わせた保障プランで、万一のリスクに備えることができます～

商品の特徴としくみ

Point
1

保険期間中に死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたときに、
死亡保険金または**高度障害保険金**をお受取りいただけます。

保険金の活用例

- 事業を継続するための資金
 - 死亡退職金・弔慰金の財源
- 等

Point
2

経過年数に応じた所定の**解約返戻金**をご活用いただくこともできます。

※ 解約返戻金をご契約当初においてまったくないか、あってもごくわずかですが、保険期間の経過とともに徐々に積み立てられ、その後保険期間の満了が近づくにつれ次第に減少し、満了時にはなくなります。また、解約した場合、解約返戻金は払込保険料総額を下回ります。

解約返戻金の活用例

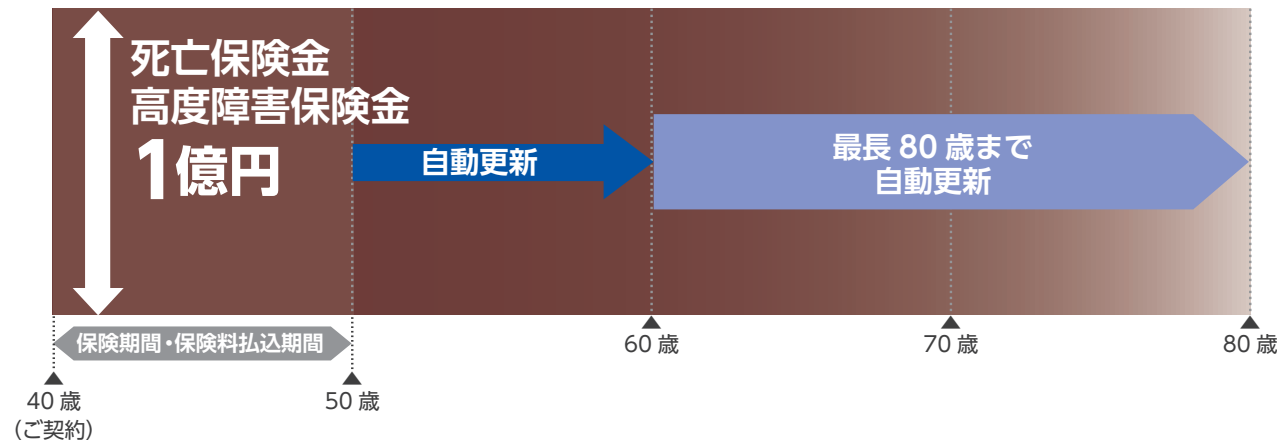
- ご勇退時の退職慰労金の財源
 - 急に資金が必要になったとき
- ▶ 詳しくは7ページ
等

ご契約例① 保険期間を10年満期とした場合

- 契約者・保険金受取人：法人
- 契約年齢（被保険者）：40歳（男性）
- 保険期間・保険料払込期間：10年
- 死亡・高度障害保険金：1億円
- 月払保険料（口座振替）：26,600円

(イメージ)

(2022年2月1日現在)



※死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。また、満期保険金はありません。

自動更新について

年満期のご契約については、保険期間満了の2週間前までに継続しない旨のお申し出がない限り、そのときの健康状態にかかわらず、ジブラルタ生命の定める範囲内で、保険契約は自動的に更新され続けます。ただし、保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳を超える場合には、80歳までの保険期間で

の更新となります。更新後の保険料は、更新日における保険料率および被保険者の年齢によって計算されます。したがって、通常更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。



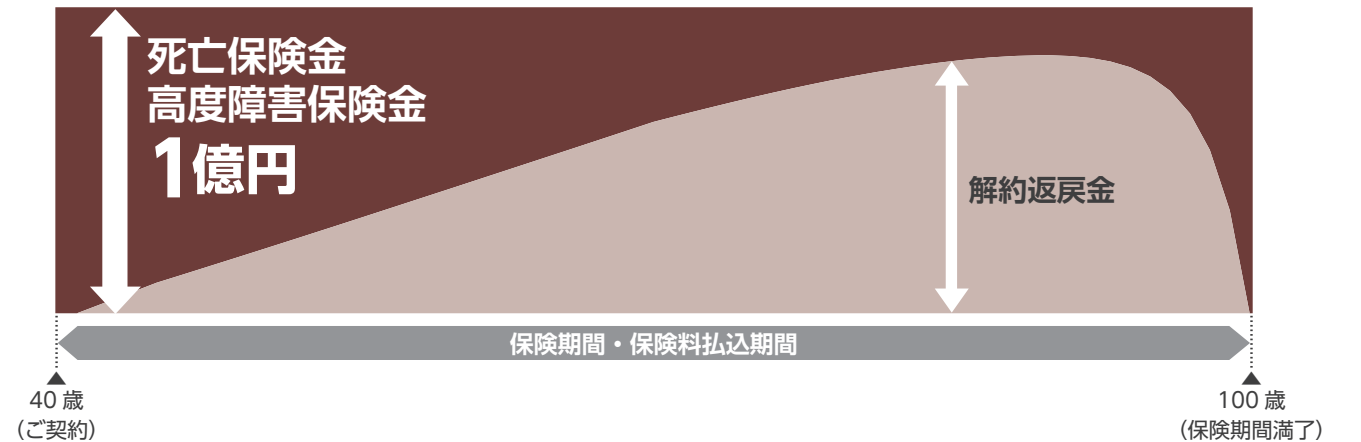
このパンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。商品の詳細については、必ず『重要事項に関するお知らせ(契約概要/注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

ご契約例② 保険期間を100歳満期とした場合

- 契約者・保険金受取人：法人
- 契約年齢（被保険者）：40歳（男性）
- 保険期間・保険料払込期間：100歳まで
- 死亡・高度障害保険金：1億円
- 月払保険料（口座振替）：198,100円

(イメージ)

(2022年2月1日現在)



※死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。また、満期保険金はありません。

■ 保険金・払込保険料累計・解約返戻金推移表 (上記ご契約例②の場合)

経過年数	年齢	A. 死亡・高度障害保険金 円	B. 払込保険料累計 円	C. 解約返戻金 円	D. 解約返戻率 約 (C ÷ B) %
5年	45歳	100,000,000	11,886,000	9,970,000	83.8
10年	50歳	100,000,000	23,772,000	20,190,000	84.9
20年	60歳	100,000,000	47,544,000	41,190,000	86.6
30年	70歳	100,000,000	71,316,000	62,530,000	87.6
40年	80歳	100,000,000	95,088,000	77,420,000	81.4
50年	90歳	100,000,000	118,860,000	84,300,000	70.9
60年	100歳	100,000,000	142,632,000	0	0.0

※経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数を、年齢は契約応当日における被保険者の年齢を表示しています。

※払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約応当日

の前日における金額を表示しています。

※実際の解約返戻金額等は、払込方法<回数>、経過年月数、払込年月数等によって、表中の金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。

ご契約後の環境変化への対応

契約者貸付

急に資金が必要になったとき

解約返戻金の一定割合を限度として、一時的に必要な資金をお貸しすることができます。
保障を続けたまま急な資金需要にも対応できます。

自動振替貸付

一時的に保険料の都合がつかないとき

保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合に、ご契約にジブラルタ生命所定の金額以上の解約返戻金があるときは、ジブラルタ生命が自動的に保険料をお立替えします。
お立替えできる金額は、解約返戻金の範囲内です。

払済保険への変更

保険料のお払込みをやめて、ご契約を続けたいとき

保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、保険期間をそのままにした保険料払込済の定期保険に変更できます。
払済後の保険金額は、払済保険に変更する前より一般的に小さくなります。
※各種特約は、所定の要件を満たしたものを除き、消滅します。
※払済後の保険金額がジブラルタ生命の定める限度を下回る場合には、お取り扱いできません。

保険料の払込方法＜回数＞変更

保険料の払込方法を変更したいとき

払込方法＜月払・半年払・年払＞を変更できます。
※送金扱の場合は、半年払・年払に限りお取り扱いします。

保険金額の減額

保険料のご負担を軽くして、ご契約を続けたいとき

ジブラルタ生命の定める範囲内で保険金額を減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。
※減額後の保険金額がジブラルタ生命の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。

名義変更

個人契約として保障を引き継ぎたいとき

契約者を法人から個人に、受取人を法人からご家族に変えることにより個人契約として保障を引き継ぐことができます。
被保険者の退職時にあわせて、万一の保障を個人に引き継げます。

※各種お取扱いは、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお扱いとなります。詳しくは『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。
※契約内容の変更等を行った際に課税処理が発生することがあります。個別のお扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

ご契約年齢に応じた保険期間・保険料払込期間

保険期間・保険料払込期間は、年数または年齢で設定いただけます。

契約年齢範囲 (被保険者)	保険期間・保険料払込期間														
	5年	10年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
15～49歳	○	○	○					○					○		
50歳・51歳	○	○	○					○					○		○
52歳・53歳	○	○	○					○					○	○	
54歳・55歳	○	○	○					○					○		
56歳・57歳	○	○	○					○				○	○		
58歳・59歳	○	○	○					○			○		○		
60歳・61歳	○	○	○					○		○			○		
62歳・63歳	○	○	○					○	○				○		
64歳・65歳	○	○	○					○					○		
66歳・67歳	○	○	○					○	○						
68歳・69歳	○	○	○			○		○							
70歳	○	○	○		○			○							
71歳	○	○	○		○										
72歳・73歳	○	○	○	○											
74歳・75歳	○	○	○												

契約年齢範囲 (被保険者)	保険期間・保険料払込期間													
	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80～98歳 (1歳刻み)	100歳
15～35歳			○					○	○	○	○	○	○	○
36歳・37歳			○				○	○	○	○	○	○	○	○
38歳・39歳			○			○		○	○	○	○	○	○	○
40歳・41歳			○		○			○	○	○	○	○	○	○
42歳・43歳			○	○				○	○	○	○	○	○	○
44歳・45歳			○					○	○	○	○	○	○	○
46歳・47歳		○	○					○	○	○	○	○	○	○
48歳・49歳	○		○					○	○	○	○	○	○	○
50歳			○					○	○	○	○	○	○	○
51～55歳			○						○	○	○	○	○	○
56～60歳			○							○	○	○	○	○
61～65歳											○	○	○	○
66～75歳													○	○

※上記は、法人・個人事業主契約の場合に選択いただける保険期間・保険料払込期間です。

≫ 経理処理について

【定期保険の経理処理（概要）】

● 契約形態

契約者	被保険者	保険金受取人
法人	役員・従業員	法人

● 保険料支払時

法人が負担する保険料は、最高解約返戻率（*1）に応じて、一定の要件のもとで損金算入することができます。（法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2）

（*1）保険期間中の解約返戻率（解約返戻金÷払込保険料累計額）のうち、最も高くなる解約返戻率。

<留意点>

「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、**節税効果はありません。**

▶ 詳しくは別紙『法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと』をご覧ください。

最高 解約返戻率	①資産計上期間		②①終了から③開 始までの期間	③取崩期間	
	保険料の経理処理		保険料の経理処理	保険料の経理処理	
50%以下	期間の経過に応じて損金算入				
50%超 70%以下	保険期間の 前半4割相当	当期分支払保険料のうち4割を資産計上し、6割を損金算入	当期分支払保険料を損金算入	保険期間の4分の3経過後から保険期間終了日まで	<ul style="list-style-type: none"> 当期分支払保険料を損金算入 資産計上した前払保険料累計額を残りの保険期間の経過に応じて均等に取崩して損金算入
70%超 85%以下		当期分支払保険料のうち6割を資産計上し、4割を損金算入			
85%超	最高解約返戻率となる期間が終了するまで（*2）（*3）	<当初10年間> 当期分支払保険料のうち「当期分支払保険料×最高解約返戻率×90%」を資産計上し、残額を損金算入	当期分支払保険料を損金算入	解約返戻金が最も高い金額となる期間（（*3）に該当する場合は、（*3）による資産計上期間）経過後から、保険期間終了日まで	<ul style="list-style-type: none"> 当期分支払保険料を損金算入 資産計上した前払保険料累計額を残りの保険期間の経過に応じて均等に取崩して損金算入
		<11年目以降> 当期分支払保険料のうち「当期分支払保険料×最高解約返戻率×70%」を資産計上し、残額を損金算入			

（*2）最高解約返戻率となる期間経過後において、「（当年度の解約返戻金－前年度の解約返戻金）÷年換算保険料相当額」が7割を超える期間がある場合はその期間まで。

（*3）資産計上期間が5年未満となる場合は5年間。（保険期間が10年未満の場合は保険期間×1/2）

※最高解約返戻率が「50%超70%以下」で年換算保険料相当額（一被保険者あたり2以上の契約がある場合は合計額）が30万円以下の場合、期間の経過に応じて損金算入となります。

● 保険金・解約返戻金受取時

資産計上額がある場合は取崩し、受取額との差額を「雑収入」として益金（または「雑損失」として損金）に算入します。

【経理処理例】

- 契約者・保険金受取人：法人
- 最高解約返戻率：70%超85%以下

- 保険期間・保険料払込期間：40年

【保険料支払時】

①資産計上期間（1～16年目）

保険料の6/10を「前払保険料」として資産に計上し、残額を「保険料」として損金に算入します。

[例]月払保険料として20万円を支払った場合

借方		貸方	
前払保険料	120,000円	現金・預金	200,000円
保険料	80,000円		

②①終了から③開始までの期間（17～30年目）

保険料の全額を「保険料」として損金に算入します。

借方		貸方	
保険料	200,000円	現金・預金	200,000円

③取崩期間（31～40年目）

保険料の全額を「保険料」として損金に算入するとともに、資産に計上した前払保険料累計額を残りの保険期間の経過に応じて均等に取崩し、「保険料」として損金に算入します。

借方		貸方	
保険料	392,000円	現金・預金	200,000円
		前払保険料	192,000円

【保険金受取時】

「前払保険料」として資産に計上した額を取崩し、受取った保険金との差額を「雑収入」として益金に算入します。

[例]契約から10年目に死亡保険金1億円を受取り、この時点で資産に計上していた前払保険料が1,440万円だった場合

借方		貸方	
現金・預金	100,000,000円	前払保険料	14,400,000円
		雑収入	85,600,000円

【解約返戻金受取時】

「前払保険料」として資産に計上した額を取崩し、受取った解約返戻金との差額を「雑収入」として益金（または「雑損失」として損金）に算入します。

[例]契約から10年目に解約返戻金2,000万円を受取り、この時点で資産に計上していた前払保険料が1,440万円だった場合

借方		貸方	
現金・預金	20,000,000円	前払保険料	14,400,000円
		雑収入	5,600,000円

※この資料に記載されている税務取扱いは、2022年1月現在のものです。税務取扱いは税制改正等により、将来的に変更されることがあります。個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

※個別の契約における、最高解約返戻率等の経理処理に必要な情報は、『保険設計書』等でご確認ください。

≫ お取扱いについて

● 保険料払込方法〈回数〉

月払・半年払・年払

● 付加できる主な特約

- ・リビング・ニーズ特約
- ・指定代理請求特約
- ・疾病障害による保険料払込免除特約
- ・保険金等の支払方法の選択に関する特約(*)

(*) ご契約時に付加することはできません。

※詳しくは『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

● ご契約の際には『重要事項に関するお知らせ(契約概要／注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』を必ずご覧ください。

● 契約概要

ご契約のお申込みを検討いただく際に、保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものです。

● 注意喚起情報

ご契約のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載したものです。

● ご契約のしおり・約款

ご契約についての大切な事項(「契約申込の撤回など(クーリング・オフ)」、「健康状態・職業などの告知義務」などについて)およびご契約者に必要な保険の知識を記載したものです。

● 生命保険募集人について

募集代理店の販売の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。

- このパンフレットに記載している様々なお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取扱いとなります。

<募集代理店>

<引受保険会社>

ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

ナンバー ジブロック

0120-78-2269 (通話料無料)

[ジブラルタ生命のホームページ] <https://www.gib-life.co.jp/>